

長寿医療制度（後期高齢者医療制度） 保険料についての大切なお知らせ

平成20年度限りの軽減内容

この軽減措置については、**手続不要**です。



所得割額について（年間分）→5割軽減となります。

「総所得金額等－33万円」が**58万円以下**の方

※ 公的年金収入だけの場合は、年間額211万円以下で所得割額が5割軽減となります。



均等割額について（年間分）→8.5割軽減となります。
7割軽減されている方

お住まいの市区町から保険料の通知書が届きますので（既に届いている方もおられます）、ご確認ください

※「健保組合等（国民健康保険及び国保組合は除く）の被扶養者であった方の軽減」と「均等割額の5割軽減・2割軽減」については、変更ありません。

平成20年度 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）保険料について

保険料の決め方

◆被保険者全員が均等に負担する『均等割額』と、被保険者の所得に応じて負担する『所得割額』の合計となります。

均等割額 **40,467円** + 所得割額※ **所得割率7.14%** = **年間保険料（限度額50万円）**

※ 所得割額 = $(\text{総所得金額等} - \text{基礎控除}(33\text{万円})) \times 0.0714$

波線の金額が58万円以下の方

※ 軽減所得割額 = $(\text{総所得金額等} - \text{基礎控除}(33\text{万円})) \times 0.0714 \times 0.5$

総所得金額等とは、「年金収入－公的年金控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等で社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額（土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額）も総所得金額等に含まれます。

所得の低い方への保険料均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の平成19年所得の合計額	軽減後の均等割額
33万円以下の場合	8.5割軽減 6,000円／年 7割軽減 12,140円／年
33万円+24万5千円×被保険者数 (世帯主である被保険者を除く) 以下の場合	5割軽減 20,233円／年
33万円+35万円×被保険者数 以下の場合	2割軽減 32,373円／年

※ 所得が公的年金の場合は、軽減判定の際15万円を限度として特別控除があります。

※「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。



～10月から保険料のお支払いをお願いします～

すべての高齢者の方々に保険料を公平にご負担いただくため、サラリーマンの夫やお子さんに扶養されていた方にも、10月からは保険料をご負担いただきます。



健保組合等の被扶養者だった方の保険料の軽減

長寿医療制度加入直前に、健保組合等（国民健康保険及び国保組合は除く）の被扶養者であった被保険者については、**加入から2年間は被保険者均等割額が5割軽減**（世帯の所得状況により7割軽減の対象になる方は、そちらが優先されます）**になり、所得割額の負担はありません。**

ただし、平成20年4月から平成20年9月までの間は保険料の負担はなく、平成20年10月から平成21年3月までの**保険料は2,023円**となります。

※**健保組合等の被扶養者に該当する方で、保険料が減額されていない場合は、**

①被扶養者と分かる資格喪失証明書 ②保険料額決定通知書 ③印鑑 ④本人名義の通帳などを持参のうえ、お住まいの市区町窓口へ申請してください。

（後日保険料額変更通知書が市区町から送付され、超過した額がある場合は、市区町から返金されます。）

保険料軽減措置の
問い合わせ先

●お住まいの市区町後期高齢者医療担当窓口

●広島県後期高齢者医療広域連合 業務課賦課収納係

〒730-8626 広島市中区東白島町19番49号

Tel(直通) 082-502-3060 Fax 082-502-7844
Tel(代表) 082-502-7822

▶裏面もご覧ください。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度） 保険料の支払方法について

保険料のお支払いは、金融機関等の窓口でお支払いいただく負担をおかけしないようにするなどの理由から、原則、年金天引き（特別徴収）となっています。

保険料のお支払いが年金天引きとなる方（今後年金天引き予定の方も含みます。）は、次の要件を満たした場合、口座からのお支払いに変更できます。

※支払方法が変更になっても年間保険料額は変わりません。

保険料の支払方法を変更できる方



本人の口座からの支払いができる場合

・国民健康保険料（税）を 確実に支払いされていた方（本人）

※ 給与等から保険料を源泉徴収されていた方は対象になりません。



世帯主か配偶者の口座からの支払いができる場合

・年金収入が180万円未満の方

口座からの支払いについては、お住まいの市区町へ**申出書等の提出が必要です。**

※ 口座からの支払い開始月は、申出の時期により異なります。

※ 保険料の支払方法を口座振替に変更した場合、世帯主や配偶者の方の社会保険料控除の額が増えることによって、世帯全体でみた場合の所得税や市町村民税の額が少なくなる場合があります。

詳しくは、税務署またはお住まいの市区町の市町村民税担当窓口にお問い合わせください。

※ 世帯主とは住民票上での世帯主となり、配偶者とは戸籍上での配偶者となります。

※ 申出後に口座からの支払いに変更になった場合でも、支払いがない時は年金天引きになることがあります。

保険料の支払方法

(1) 特別徴収：受給する年金から保険料が天引きされます。次に該当する方などが、特別徴収になります。

① 公的年金受給額が年額18万円以上の方

② 介護保険料が年金から天引きされ、長寿医療制度保険料と介護保険料との合計額が年金受給額の1/2以下の方

※ 年金を複数受給されている方は、年金の種別により、天引きする年金の優先順位があります。

◆ 年6回の年金支給日に保険料が天引きされます。

仮徴収			本徴収		
平成20年4月	平成20年6月	平成20年8月	平成20年10月	平成20年12月	平成21年2月
平成20年度については、平成18年所得をもとに仮算定した保険料を支払います。			平成19年所得をもとに計算した年間保険料から仮徴収額を差引いた額で、年間保険料になるよう調整します。		



(2) 普通徴収：市区町から送付される納付書または口座より支払いします。次のいずれかに該当する方は、普通徴収になります。

① 特別徴収の事由に該当しない方

② 75歳になったばかりの方や、他市区町村から引越したばかりの方

③ 保険料の支払方法を口座振替に変更した方

口座からの支払いに関する問い合わせ先		
市区町名	担当窓口	電話番号
広島市	健康福祉局 保険年金課	082-504-2158
中区	厚生部 健康長寿課	082-504-2570
東区	厚生部 健康長寿課	082-568-7730
南区	厚生部 健康長寿課	082-250-4107
西区	厚生部 健康長寿課	082-294-6218
安佐南区	厚生部 健康長寿課	082-831-4941
安佐北区	厚生部 健康長寿課	082-819-0585
安芸区	厚生部 健康長寿課	082-821-2808
佐伯区	厚生部 健康長寿課	082-943-9729
呉市	福祉保健部 保険年金課	0823-25-3156
竹原市	民生部 市民生活課	0846-22-7734
三原市	財務部 収納課	0848-67-6034
尾道市	福祉保健部 保険年金課	0848-25-7145
福山市	市民部 後期高齢者医療課	084-928-1411
府中市	総務部 税務課	0847-43-7121

市区町名	担当窓口	電話番号
三次市	市民生活部 市民課	0824-62-6134
庄原市	税務課	0824-73-1146
大竹市	市民生活部 税務課	0827-59-2128
東広島市	福祉部 国保年金課	082-420-0933
廿日市市	総務部 市民税課	0829-30-9114
安芸高田市	市民生活部 保健医療課	0826-42-5619
江田島市	福祉保健部 保健医療課	0823-40-3247
府中町	民生部 保険年金課	082-286-3154
海田町	福祉保健部 高齢福祉課	082-823-9609
熊野町	民生部 住民課	082-820-5604
坂町	総務部 税務住民課	082-820-1503
安芸太田町	税務課	0826-28-2114
北広島町	税務課	0826-72-0852
大崎上島町	税務課	0846-65-3114
世羅町	保健福祉課	0847-25-0294
神石高原町	福祉課	0847-89-3335

※ このお知らせは、厚生労働省資料（平成20年10月現在）をもとに作成しています。